

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月26日適當と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月20日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年2月13日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田幹線地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ前地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石渕地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）錨子地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）上川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旗岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）構造改善地区	〃